

納入通知書を
7月中旬に
送付します

第1号被保険者（65歳以上）の皆さんへ

詳細は
市HPへ

介護保険料のお知らせ



介護保険制度は、介護が必要になった人が安心して自立した生活が送れるよう、社会全体で支えていく制度です。介護保険は、皆さんが納めた保険料が財源になっていますので、介護サービスを利用する人も利用しない人も、法律の定めにより保険料を納付していただく必要があります。

介護保険制度の安定的な運営と適切な介護サービスの提供のため、納付へのご協力をお願いします。

介護保険料の決まり方

飯塚市の介護保険料は、17段階に区分されており、収入・所得・住民税の課税状況に応じて年間保険料額が決まります。今回送付する納入通知書には、属する段階区分や計算方法、納付方法などを詳しく記載していますので、ご確認ください。

※毎年6月に年金保険者から送付される「年金振込通知書」には、通知日時点での介護保険料の予定額が記載されているため、飯塚市から通知される介護保険料額とは異なる場合があります。確定した介護保険料額については、今回送付する納入通知書にてご確認ください。

介護保険料の納付方法

納付方法は法律で定められており、任意で変更することはできません

年金の受給額が年額18万円以上の人は、原則「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円以上であっても、65歳になって間もない人や年度途中で飯塚市に転入した人などは、当分の間は「普通徴収（納付書または口座振替）」となり、年金天引きの準備が整い次第、自動的に特別徴収に切り替わります。

●納付方法別の納付回数

納付方法	普通徴収（納付書または口座振替）	特別徴収（年金からの天引き）
納付回数	8月から翌年3月までの計8回 (各期別の納期限があります)	4月・6月・8月・10月・12月・2月の計6回 (年度途中で特別徴収が始まる場合は6回とは限りません)

※納付方法が普通徴収の人は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替をご希望の場合は、納入通知書の最終ページにある「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」または「Web口座振替受付サービス」からお申込みください。

※取扱期限内であれば、コンビニエンスストア及びスマホ決済(PayPay請求書払い・LINE Pay請求書払い・Pay B)で納付できます。

介護保険料を滞納した場合

介護保険料は、介護サービスの利用有無に関わらず、必ず納めなければならないものとして、法律で定められています。特別な理由もなく、保険料を滞納していると、介護サービス利用時に費用を一旦全額支払うことになったり、利用者負担の割合が引き上げられたりします。

納付が困難な場合は、分割納付や減免制度もありますので、お早めにご相談ください。

※滞納をそのままにしていると、延滞金が加算されたり、差押を受ける場合があります。

介護保険料の減免制度

年度ごとに申請が必要です

特別な事情または恒常的生活困窮により、保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免を受けられることがあります。詳しい内容は、下記の担当部署へお問合せください。

(1) 「特別な事情」の例

- ・主たる生計維持者が、災害(震災、風水害、火災等)により、住宅や家財等の財産に著しい損害を受けた場合
- ・主たる生計維持者が、死亡・長期入院・重篤な障害を負ったことにより所得が激減し、生活が困難になった場合
- ・主たる生計維持者が、失業により所得が激減し、生活が困難になった場合

(2) 減免には審査があります。申請したことによって、無条件に減免が承認されるものではありません。

☎お問合せ 介護保険課 保険料係 ☎0948-96-8231